

令和7年度京もの伝道師（ドバイ）事業 Gulfood2026 出品事業者の募集について

1 趣旨

京都府農林水産物・加工品輸出促進協議会（以下、「協議会」）は、新規開拓国の食品バイヤー向けに京都産食材（以下「京もの」という）の販路開拓を支援する京もの伝道師事業を行っております。この度、ドバイで開催される Gulfood 2026 への渡航出展・商品出品事業者を募集します。

2 事業概要

展示会名：Gulfood2026

日 時：2026 年 1 月 26 日（月）～30 日（金）

場 所：Dubai Expo City 及び Dubai World Trade Centre

主 催：Dubai World Trade Centre L.L.C.

概 要：中東最大の食品総合展示会

内 容：ジェトロ・ジャパンパビリオンへの京都府ブース出展（2 小間予定）

※ジェトロジャパンパビリオンへの出展は決定していません。ジェトロの選考で不採択となった場合は、出展できませんのでご了解ください。

3 募集内容

（1）応募資格

次の条件をすべて満たすこと。

ア 中東市場への販路開拓に意欲のある京都府内に本社又は主たる営業所等を有する企業・団体であること。

イ 京都府農林水産物・加工品輸出促進協議会に入会していること

※未加入の場合は、以下の HP に掲載の入会申込書により、入会申し込み後に出品申し込みを行ってください。

<協議会 HP>

<http://www.pref.kyoto.jp/n-yusyutsu/yusyutsu-kyogikai.html>

（2）出展形態及び募集事業者数

ア 渡航出展

現地へ渡航して出展 2～3 社程度

イ 商品出品

商品のみ出品 10 社程度

※協議会が委託する輸出商社に現地での出展・代理商談を委託します。

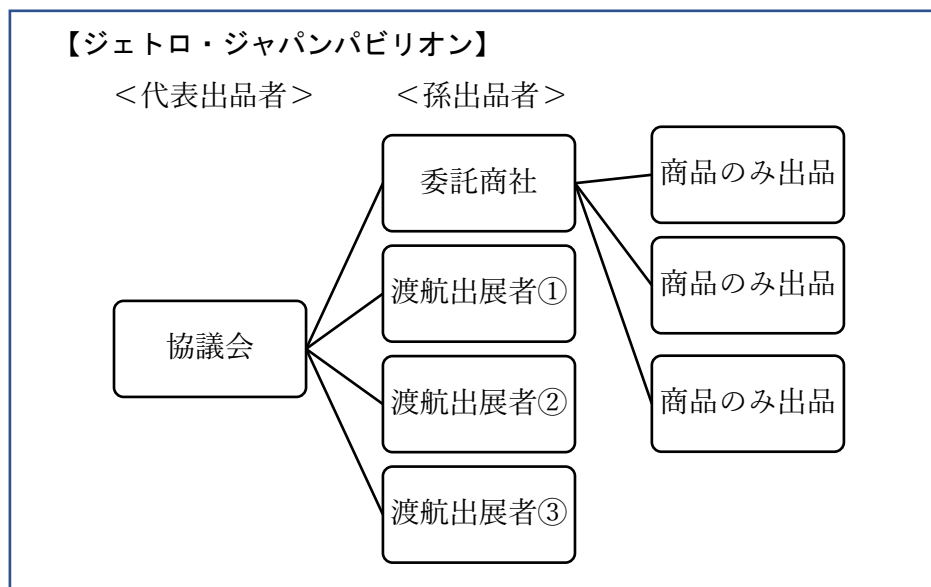
※イは常温商品に限る。

【出品形態】（下図参照）

協議会が「代表出品者」、渡航出展者が「孫出品者」の形態でジェトロ・ジャパンパビリオンに申込みを行います。渡航出展者は「4 申込方法・期限」のとお

り、JETRO サイトへの登録が必要です。

なお、商品出品者は協議会が委託する輸出商社の商品として申込みを行いますので JETRO サイトへの登録は不要です。



(3) 対象品目

京都府内で生産された農林水産物及び加工食品（但し、UAE に輸出可能な商品であること）。但し、商品出品のみの場合は、賞味期限が 180 日以上（望ましくは 360 日以上）ある常温品に限る。渡航出展の場合は常温品以外も可。

【有望品目】

- ・水産加工品（一次加工品（フィレ等）、焼きのり、カニカマ等）
- ・機能性食品・飲料（グルテンフリー、カロリーオフ、有機認証の食品）
- ・缶詰（水産、野菜・果物）
- ・レトルト食品（電子レンジ等で簡単に調理できる商品）
- ・レストランで常用される加工品（例：調味料等）

※注意点

【輸入禁止品目】

原料にアルコールや酒精、みりん、豚由来原料が使用されているもの。

【輸入制限がある品目】

肉、家禽類あるいは動物性原材料が含まれる加工食品はハラール証明書が必須
食品添加物の規制が日本と異なりますのでご注意ください。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/report/07001792/processed-food_UAE.pdf?utm_source=chatgpt.com%5bcid:ii_mciotsral

【本展示会の対象外の品目】

飴、キャラメル、ガム、グミ、ゼリー、マシュマロ、ヌガー、プラリネ、トフ

イー、ココア、チョコレート等の菓子類は主催者規程により出品対象外です（スナック菓子、せんべい、ドーナツ、クッキー、ビスケット等は出品可）

（４）選考

選考は、ア 協議会による選考およびイ ジェトロによる選考の２段階あります。

ア 協議会による選考

応募多数の場合は、協議会による書面選考にて、渡航出展候補者と商品出品候補者を選定いたします。なお選考にあたり、WEB 面談をさせていただく場合があります。

イ ジェトロによる選考

アで選定された渡航出展候補者は、ジェトロの「ジャパンパビリオン申込フォーム」にて、ジェトロジャパンパビリオンにお申込みください。ジェトロ側で採択された事業者・商品のみ出展可能です。

（５）出品条件

ア 日本から UAE に輸出可能な商品を出品できること。

イ 本事業の趣旨に適した商品であること。（他府県の名産品等は不可）

ウ 会社案内、商品案内、商品価格表などの英文商談用資料を有していること。（ジェトロの出品条件になります。）

エ 出品目的が商談による取引先の発掘・継続取引であること。（プロモーションや調査が主目的でないこと。）

オ 日本国及び現地の法令に違反しないこと。

カ **（渡航出展者のみ）** 自身で設営・撤収を行うとともに、会期中の全日程、ブースに商談ができる責任者が常駐すること。

キ **（渡航出展候補者のみ）** ジェトロ Japan Street への商品登録をすること※

※ジェトロの「Gulfood 2026 ジャパンパビリオン 出品案内書」

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Events/afb/Gulfood26/Brochure.pdf

を参照いただき、**7/18 までに STEP1「企業情報登録」を行ってください。**出品形態は「孫出品者」を選択してください。**STEP2、STEP3 以降は協議会からの採択連絡後に行ってください。**

（６）費用負担

【出品者負担】

ア 商品の輸送にかかる費用（商品出品のみの場合は国内指定場所までの輸送費）

イ 商品サンプルにかかる費用（商品出品のみの場合、サンプルは返却しません）

ウ 現地渡航にかかる費用（渡航出展の場合のみ）

エ 栄養成分表示、植物検疫証明書等、輸出入・現地販売における各種法令を満たすために必要な検査費用等

オ その他個別に発生する経費（通訳者費用、個別に装飾を行う費用等）

【協議会負担】

ア ブース出展料

イ ブースの基礎装飾費用、電気代

4 留意事項

- (1) 出展にあたっては、協議会が代表出品者、出品事業者が孫出品者の形態を予定。
- (2) 渡航して出展する場合の1者あたり占有スペースは間口1.5m×奥行3mを予定。
- (3) **最終的にジェットロ側で採択された事業者・商品のみ出展可能です。**協議会の候補に選定されても、ジェットロの選考で出展が不採択となる可能性があります。その場合、Gulfood2026 ジャパンパビリオンへの出展はできませんのでご了解の上、お申し込みください。
- (4) ジェトロのジャパンパビリオン募集ページ及び出品案内書を熟読の上、内容を遵守ください。
 - ・ 募集ページ <https://www.jetro.go.jp/events/afb/486ecc686a6362d8.html>
 - ・ 出品案内書 https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Events/afb/Gulfood26/Brochure.pdf

5 今後のスケジュール（予定）

- ～7月15日（火） 渡航出展希望者、商品出品希望者募集（STEP 0） 別添様式の提出〆切
- ～7月18日（金） （渡航出展希望者のみ）JETRO サイト STEP1 企業情報登録〆切
※候補者選考結果が通知される前ですが、ここまで登録を済ませてください。
- ～7月18日（金） 渡航出展候補者の選考結果通知
- ～7月25日（金） （渡航出展候補者）JETRO サイト STEP2 Japan Street への情報登録〆切
- ～8月1日（金） （渡航出展候補者）JETRO サイト STEP3 ジャパンパビリオン参加申込フォーム登録
- 10月下旬～ ジェトロの選考結果通知 → ここで出展が決定
- 11月中旬 ジャパンパビリオン出展者説明会
- 1月25日（日） 前日設営
- 1月26日（月）～30日（金） 会期

【商品出品のみ】

- ～11月中 輸出商社と必要に応じてWEB等で打合せ
指定フォーマットにて営業資料提出
- 12月中 商品サンプルの納品（京都市内）

6 申込方法

※「7 申込期限」を必ず読んでから申し込んでください。

□出品申込書（別添様式）に必要事項を記入の上、下記協議会申込先まで、e-mailにてお申し込みください。

- ☐現地渡航して出展を希望する事業者は、協議会への出品申し込みに加えて、期日までにジェトロの「企業情報登録」を行ってください。
- ☐渡航出展候補者に選定された方は、期日までにジェトロの「Japan Street への情報登録」を行ってください。

7 申込期限

(1) 渡航出展希望者、商品出品希望者ともに

☐協議会申込 (STEP 0)

別添資料に記入して、令和7年7月15日(火)17時までに提出
提出先：ryutsu-brand@pref.kyoto.lg.jp (担当：大木宛)

(2) 渡航出展希望者

☐JETRO サイト STEP 1

「企業情報登録」 令和7年7月18日(金) 23:59

JETRO サイト <https://www.jetro.go.jp/events/afb/486ecc686a6362d8.html>

※渡航出展候補者の選考結果は7月18日(金)にメールにて通知します。選定通知のあった方のみ STEP2、STEP3 に進んでください。

なお、選考の経緯・結果についての問合せや異議申立てには一切応じられませんので、予め御了承ください。

(3) 渡航出展候補者に選定された方のみ

☐JETRO サイト STEP 2

「Japan Street への商品登録」 令和7年7月25日(金) 23:59

☐JETRO サイト STEP 3

「ジャパンパビリオン申込フォーム登録」 令和7年8月1日(金)

※STEP3 の登録については予め協議会と相談ください。

<申込・問合せ先>

京都府農林水産物・加工品輸出促進協議会事務局 担当：大木
(京都府農林水産部流通・ブランド戦略課内)

電話：075-414-4941

e-mail：ryutsu-brand@pref.kyoto.lg.jp